

高校生等海外体験支援事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、以下の事業趣旨・目的に基づき、「高校生等海外体験支援事業」を実施します。

この事業については、より効果的・効率的に実施するため、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、仕様書に定める業務を受託する事業者を企画提案公募により募集します。

【事業の趣旨・目的】

万博が大阪で開催され国際交流が盛んになっているこの機を活かし、高校生等が、海外留学等での交流を通して、視野を広げ、国際感覚や自立心・向上心を磨くとともに、自身の海外体験の内容や大阪の魅力等を英語等で世界に発信できる積極性を培います。

本事業は、大阪府内に住所を有する中学3年生から高校2年生（以下、「参加高校生等」という。）の、各自希望する分野やテーマに沿った、約2週間から1か月程度の英語圏での海外体験や短期留学等（以下、「海外留学等」という。）の実現を支援する、1クール2カ年の事業です。参加高校生等は、実際に海外へ渡るために必要な、リスクマネジメント等の様々なスキルを事前研修で身に付けるとともに、無料相談デスクや専門アドバイザーといった海外留学等までの手厚いサポートを活用して、海外留学等を計画・実現します。海外留学等実施後は、その活動・体験の内容、準備過程の様子等を参加高校生等の視点から捉え、動画を作成します。こうした動画を、SNS等を通じて広く発信し、海外留学等にまだ一歩踏み出せていない他の若者やその保護者、教育関係者等に対して、本事業を通して得られたリアルな体験を伝えることで、海外へ行ってみたいという若者の層の裾野を広げていきます。

- 1 事業名 高校生等海外体験支援事業（通称：高校生『一人で海外進出！』応援プロジェクト）
 - (1) 業務委託期間 契約締結日から令和10年3月31日（金）まで
 - (2) 事業概要 別紙「仕様書」のとおり
 - (3) 委託上限額 総額：14,808,250円（消費税及び地方消費税を含む）
但し、令和8年度は、4,793,250円、令和9年度は、10,015,000円を上限とする。
なお、参加高校生等の海外留学等プログラム費用及び往復の航空券代合計の1/2については、企業等による寄附をもって充てることとし、助成金として、別途大阪府から参加高校生等に支払うものとする。
- 2 スケジュール（予定）

令和8年7月16日（木）午後2時	公募開始
令和8年7月23日（木）	説明会開催（オンライン会議システムによる配信）
令和8年7月30日（木）午後5時	質問受付締切
令和8年8月17日（月）正午	提案書類提出締切
令和8年8月下旬から9月上旬	選定委員会
令和8年9月下旬	契約締結
令和10年3月31日（金）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第 32 条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為

の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

（9） 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

（1）公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和 8 年 7 月 16 日（木）から令和 8 年 8 月 14 日（金）午後 5 時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで。正午から午後 1 時を除く。）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府府民文化部都市魅力創造局国際課国際化推進グループ
所在地：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37 階
電話番号：06-6210-9290

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、国際課ホームページ
（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070090/kokusai/ouenproject26/000001.html>）
からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和 8 年 7 月 16 日（木）から令和 8 年 8 月 17 日（月）正午まで
※郵送の場合は、令和 8 年 8 月 13 日（木）必着
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで。正午から午後 1 時を除く。）

オ 提出方法

書類は、郵送又は受付場所に持参してください。電子メールによる提出は認めません。

【郵送の場合】

- ・書留郵便等の配達記録が残る方法で令和 8 年 8 月 13 日（木）必着にしてください。
- ・発送時に、必ず電話にて当課（06-6210-9290）あてに、発送した旨の連絡をお願いします。

【持参の場合】

- ・事前に、必ず電話にて当課（06-6210-9290）あてに、持参日時の連絡をお願いします。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

(2) 応募書類

様式名	内 容	提出部数
様式1	応募申込書	原本1部、両面コピー4部
様式2	企画提案書(下部に通しページ番号を付けること)	原本1部、両面コピー4部
様式3	応募金額提案書	原本1部、両面コピー4部
様式4	類似事業実績申告書(過去に実施した類似実績がある場合のみ別途詳細資料5部と併せて提出)	原本1部、両面コピー4部
様式5-1	【共同企業体で参加の場合】共同企業体届出書	1部
様式5-2	【共同企業体で参加の場合】共同企業体協定書の写し	1部
様式5-3	【共同企業体で参加の場合】委任状	1部
様式5-4	【共同企業体で参加の場合】使用印鑑届	1部
様式6	障がい者雇用状況報告書 ・常用労働者の総数が40.0人未満の場合のみ提出 ・常用労働者が40.0人以上の場合は、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」(令和8年6月1日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの)の写し(電子申請により提出された場合は、申請書をプリントアウトしたもの)	1部
様式7	誓約書(参加資格関係)	1部
—	応募書類(様式1~7)の電子媒体(CD-R等)	

(下表の書類は、各1部提出のこと。)

書類名	内 容
別添ア	定款又は寄附行為の写し(原本証明)
別添イ	① 【法人の場合】法人登記簿謄本(原本) ・発行日から3か月以内のもの ② 【個人の場合】本籍地の市区町村が発行する身分証明書(原本) ・発行日から3か月以内のもの ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの ③ 【個人の場合】法務局が発行する成年後見登記に係る「登記がされていないことの証明書」(原本) ・発行日から3か月以内 ・成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことが分かるもの
別添ウ	納税証明書 ・発行日から3か月以内 ・未納がないことの証明であること ① 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書 ・大阪府内に事業所がない場合、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
別添エ	財務諸表の写し(1部:最近1か年のもの、半期決算の場合は2期分) ① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 株主資本等変動計算書
別添オ	監査役、監事若しくは会計監査人の監査報告書の写し
別添カ	法人税申告書・地方法人税申告書のうち以下の添付書類 ・別表一、四、五の一、五の二、十五 ・「勘定科目内訳明細書」のうち、「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」及び「雑益、雑損失等の内訳書」

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合も含む)。

イ 応募書類は、以下のように提出してください。

応募書類	提出方法	提出部数
様式1～様式4	A4ファイルに綴って原本1部、両面コピー4部提出 (コピー4部のうち3部については、 <u>個人名及び事業者名、社章などを黒塗りする等して、応募者が特定できないようにしてください。(表紙及び背表紙含む。)</u>)	計5部
様式5-1～様式7 及び別添ア～カ	A4ファイルに綴って1部提出	1部

※応募書類(様式1～7)は電子媒体(CD-R等)での提出もお願いします。電子媒体のデータについては、原本及びコピーで作成されている黒塗りのデータについても、併せて格納の上、ご提出ください。

ウ ファイルの表紙及び背表紙には提案事業名を記入してください。

<記入例>「高校生等海外体験支援事業」提案書

エ 書類提出後の差し替えは原則認めません。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会(オンライン会議システムによるライブ配信)

(1) 説明会日程

令和8年7月23日(木)午後2時から午後3時まで(予定)

(2) 開催方法

本業務の詳細に関する説明動画をオンライン会議システムにてライブ配信します。

提案予定者は可能な限り視聴してください。

(申込みいただいた方に、別途オンライン会議用URLをご連絡いたします。)

(3) 申込方法

・電子メール(メールアドレス:osakaglobal@gbox.pref.osaka.lg.jp)で、

件名に「【説明会申込】高校生等海外体験支援事業」、

本文に「①事業者名 ②参加者職・氏名 ③連絡先」を明記の上、申込みください。

・電子メール送信後、必ず当課あて電話連絡(06-6210-9290)をお願いします。

(電話連絡:土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

※電子メール以外(口頭、電話等)による申込みは受け付けません。

※説明会は質疑応答の時間を設けておりません。

質問がある場合は、下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

(4) 説明会への申込期限

令和 8 年 7 月 22 日(水) 正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 16 日(木)から令和 8 年 7 月 30 日(木) 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール(メールアドレス: osakaglobal@gbox.pref.osaka.lg.jp)で受け付けます。

なお、「件名」に「質問:高校生等海外体験支援事業(事業者名)」と明記してください。

ア 電子メール送信後、必ず当課あて電話連絡(06-6210-9290)をお願いします。

(電話連絡:土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

イ 電子メール以外(口頭、電話等)による質問は受け付けません。

ウ 質問への回答は、令和 8 年 8 月 6 日(木)までに国際課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070090/kokusai/ouenproject26/000001.html>)に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

・選定委員会開催日 令和 8 年 8 月下旬から 9 月上旬(予定)※詳細については、別途連絡します。

・選定委員会場所 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)内

※選定委員会開催日に選定委員会場所に出席が難しい場合は、オンライン会議システム

Microsoft Teams での出席も可能。

※オンラインでの出席を希望の場合は、令和 8 年 8 月 17 日(月) 午後 5 時までに、

電子メール(osakaglobal@gbox.pref.osaka.lg.jp)にてご連絡ください。

なお、電子メール送信後は、必ず当課あて電話連絡(06-6210-9290)をお願いします。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

提案を求める事項	審査内容	配点
1. 事業運営に係る実施体制	(1) から (5) のそれぞれの業務内容の遂行にふさわしい人員、資格・スキル(業務経験、年数、類似事業での実績等)、人員数等を具体的に明示した上で、効果的かつ円滑に実施できる事業全体の実施体制を具体的に提案されているか。また、参加高校生等の人数が寄附金額により想定数を超えた場合の受け入れ可能な実施体制が具体的に提案されているか。	10 点
2. 応募対象者の募集・説明会の開催	(ア) 応募対象者の募集 本事業の趣旨をよく理解した上で、本事業専用SNSアカウントの運用と管理方法を含む、応募対象者の募集に係る広報手法(媒体)、スケジュールが具体的に明示されたうえで、海外に一步踏み出したいと思う応募対象者の興味を惹く魅力的な手法(広報先、スケジュール、発信内容)や、本事業専用SNSアカウントおよび大阪府国際課 Instagram のフォロワー数・インプレッション数の増加につながるような具体的な取組みが提案されているか。 (イ) 説明会の開催 本事業の趣旨及び『(参考1) 2026 年度 高校生『一人で海外進出!』応援プロジェクト 募集要項概要イメージ』に記載のある『参加高校生等に対して求める資質』をよく理解した上で、効果的に応募者や説明会参加者の増加につながる説明会の内容、開催時期、ゲストスピーカーによるトークセッション及び質疑応答、回数、手法、スケジュール、想定参加者数等が具体的に提案されているか。	20 点
3. 参加高校生等の選考運営業務	(オ) 1次・2次選考の運営、結果開示 1次選考及び2次選考のそれぞれの選考において、幅広い活動テーマを求めるという事業趣旨を踏まえた選考を行うための具体的な審査・選考基準、審査の観点等が明示されているか。(英語による面接が含まれているか。)また、本事業の趣旨をよく理解した上で、テーマに応じた外部有識者の候補一覧とともに、資格等について明示し、選考を効果的かつ円滑に実施できるような選考体制、選考時間割等の実施要領が提案されているか。	
4. キックオフイベント(オリエンテーション含む)及び事前研修	(カ) キックオフイベント(オリエンテーション含む) キックオフイベント(オリエンテーション含む)の実施内容、実施体制、会場、配置等について具体的に明示されているとともに、参加高校生等が今後海外での活動に向けた準備等を行う上で、以後のモチベーションが高まるようなプログラム企画が具体的に提案されているか。 (キ) 事前研修 委託業務内容に示されている事前研修テーマの他に、参加高校生等が海外留学等を実施するにあたって必要なスキルを向上できるような内容について、具体的な研修テーマや内容・カリキュラムについて提案されているか。	10 点
5. 海外留学等相談事務局の開設、海外留学等プログラムに係る受入機関先確認・提案	(ク) 海外留学等相談事務局の開設 海外留学等相談事務局について、実施体制やその手法等が具体的に提案されているか。また、各参加高校生等の目的・趣旨や希望を尊重する具体的なプログラム提案方法や紹介方法等が提案されているか。 (ケ) 海外留学等プログラムに係る受入機関先確認・提案 参加高校生等の受入先機関の確認方法及び要件を満たした受入先機関の代替提案の方法について、具体的に提案されているか。また、滞在先(ホストファミリー等)選定・提案においては、過去の類似事業による実績を踏まえ、具体的に提案されているか。	20 点
6. 参加高校生等の海外体験に係る海外留学等支援業務	(サ) 緊急連絡先の整備、海外留学等実施期間中の危機管理体制 参加高校生等の海外留学等実施期間中の安全確保のため、現地に渡航した参加高校生等の危機管理体制及び緊急事案に対する対応策等について、具体的に提案されているか。 (ス) 現地受入先機関への引渡し及び現地での支援体制等 参加高校生等の現地受入先機関への安全・安心な引渡しに関する手法、参加高校生等の保護者及び大阪府への報告に関するフロー等について、具体的に提案されているか。 (セ) 海外留学等の代替プログラム 【代替プログラムの要件等】の内容を踏まえた上で、やむを得ず海外留学等の中止を余儀なくされた場合の海外留学等の代替プログラムが具体的に提案されているか。	7 点
7. 参加高校生等の海外体験に係る報告等実施業務	(タ) 報告動画作成 参加高校生等に対し、海外留学等活動体験動画を作成させるにあたって、スケジュール、構成、進捗管理方法、動画内容検査方法等が具体的に提案されているか。 (チ) 成果発表会(プレゼンテーション) 成果発表会のプログラムについて、独自性があり、かつ参加高校生等が楽しみながら企画し、取り	15 点

	組むことのできるような具体的な発表会の構成、発表テーマ、会場、想定する参加人数等が提案されているか。	
8. 事業の効果検証・評価	(テ) 事業の効果検証 本事業の事業効果を検証する方法やスケジュールについて、具体的な内容が提案されているか。	3 点
財務状況	長期プログラムを円滑かつ安定的に実施できる経営・財務状況を有しているか。	5 点
価格点	価格点の算定式 満点(8点)×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	8 点
府施策への協力 (障がい者雇用)	・ 常用労働者 40.0 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。又は、常用労働者 40.0 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。※共同企業体の場合は、構成員全ての企業において上記人数を雇用していることを加算の要件とする。	2 点
合 計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採否に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を国際課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070090/kokusai/ouenproject26/000001.html>)において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の評価点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点 *品質点及び価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *評価点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式8)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除

措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のアからウのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

ウ 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます。）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html